

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公表番号】特表2011-503379(P2011-503379A)

【公表日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【年通号数】公開・登録公報2011-004

【出願番号】特願2010-533272(P2010-533272)

【国際特許分類】

A 41 D 13/02 (2006.01)

A 41 D 13/008 (2006.01)

A 41 D 31/00 (2006.01)

A 41 D 31/02 (2006.01)

【F I】

A 41 D 13/02 Z

A 41 D 13/02 B

A 41 D 31/00 501C

A 41 D 31/00 501N

A 41 D 31/00 501J

A 41 D 31/00 502B

A 41 D 31/00 502C

A 41 D 31/02 A

A 41 D 31/02 K

A 41 D 31/00 503Z

A 41 D 31/00 503E

A 41 D 31/00 502E

A 41 D 31/00 G

A 41 D 31/00 502R

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月7日(2011.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1布帛と第2布帛との間に対面する関係で並べられたナノウェブを含む防塵衣服であつて、前記衣服の通気性が少なくとも $1.0 \text{ cm}^3 \cdot \text{秒}^{-1} \cdot \text{cm}^{-2}$ であり、0.5ミクロンの粒子濾過効率が1回洗浄後に少なくとも90%であり、かつ25回洗浄後に少なくとも50%である衣服。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0047】

様々な特定の実施形態に關し本発明を説明してきたが、様々な変更が本開示内容から明らかであり、以下に示す特許請求の範囲に包含されることが意図されている。

次に、本発明の態様を示す。

1. 第1布帛と第2布帛との間に対面する関係で並べられたナノウェブを含む防塵衣服であって、前記衣服の通気性が少なくとも $1 \cdot 0 \text{ cm}^3 \cdot \text{秒}^{-1} \cdot \text{cm}^{-2}$ であり、0.5ミクロンの粒子濾過効率が1回洗浄後に少なくとも90%であり、かつ25回洗浄後に少なくとも50%である衣服。
2. 前記第1および第2布帛が、独立して、タフタ、トリコット、またはリップトップである上記1に記載の衣服。
3. 前記第1または第2布帛の一方または両方がESD布帛である上記1に記載の衣服。
4. 前記ナノウェブの坪量が2~50gsmである上記1に記載の衣服。
5. 前記ナノウェブが前記布帛に結合されている上記1に記載の衣服。
6. 前記ナノウェブが、前記第1または第2布帛の一方に結合されたスクリムに結合されている上記1に記載の衣服。
7. 前記ナノウェブがスクリム上に直接紡糸されており、前記スクリムとナノウェブとを合わせた構造体が前記第1布帛と第2布帛との間に結合されている上記1に記載の衣服。
8. 前記第1および第2布帛が、接着剤結合、溶剤接着、および超音波接着からなる群から選択される方法によって前記ナノウェブに独立して結合されている上記5に記載の衣服。